

## 令和4年度第2回河内長野市入札等監視委員会議事概要

- 【開催日時】 令和5年1月23日（月） 午後2時から午後4時15分  
【開催場所】 ウェブ会議  
【出席者】 （委員）3名  
                  （市） 契約検査課長、契約検査課職員5名、その他各案件の担当課職員  
【議事概要】 下記のとおり

### 1. 開会あいさつ（総務部長）

本日はお忙しいところ、当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、土田委員には今回の審議案件の抽出をしていただき、ありがとうございました。今回もウェブ会議形式での開催とさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、前回の委員会で、検討を行うと申し上げておりました最低制限価格の見直しにつきまして、その結果をここでご報告いたします。

最初に、最低制限価格の算出方法を、国が推奨する中央公契連の最新モデルを適用するかどうかということにつきましては、最新モデルではなく現状通りとすることとしました。こちらにつきましては、最新モデルを採用した場合、最低制限価格が上昇し、本市の財政状況では工事等発注案件の数が減少し、業者の受注機会の減少につながることで、多くは市民からの要望を受けた工事等の発注であり、発注数の減少が市民サービスの低下につながるようになるため、現状通りとすることとなりました。

次に、予定価格や最低制限価格の公表時期につきましても、現状通りの事前公表とすることとしました。こちらにつきましては、全国的な情勢では事後公表が多い状況ではございますが、事前公表することで業者からの執拗な職員への働きかけによる価格漏洩など、不正行為を抑止する一定の効果があることを重視しました。

これらにつきましては、来年度は現状通りとすることとしましたが、本市の課題であると認識しており、今後も全国や周辺自治体の情勢等を踏まえながら、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

さて、最近の本市における入札等の情勢としましては、資材物価や労務費の高騰によって、工事等の予定価格は年々上昇しており、限られた工事費の中で発注件数はやや減少しているのではないかと感じております。その中で、今年度の前半におきましては、水道課による大型の発注案件が複数ありました。本日の委員会では、これらを審議案件として選定いただいております。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、今後とも引き続き、入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、当委員会におきまして、委員の皆様それぞれの視点からご意見・ご助言を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます、挨拶といたします。

## 2. 報告事項（契約検査課課長）

令和4年4月から令和4年8月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（1件）について報告した。

## 3. 案件審議

事前に抽出された6件（工事3件・業務2件・物品1件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 千代田受水場電気設備等更新工事

（担当：水道課）

### （1）抽出理由

工事金額が高額にも関わらず応札が1者だけだったこと、落札率も94.8%と高かったことが抽出した理由である。

### （2）主な質問及び回答

委員 今回、更新工事ということだが、前回と同じ業者になるのか。

担当課 はい、既設メーカーが今回の受注者になる。

委員 前回の工事はいつごろ行われたのか。

担当課 昭和57年に建設されて、そこからずっと受水場として利用してきたが、電気設備工事が40年近く経っていて古くなってきたというところで更新工事を今回発注した。それで、建設当時に納入した業者と今回更新工事を受注した業者が同じという状況である。

委員 わかりました。それで、今回、非常に高い金額での落札で、、前回の工事については、落札率がどれぐらいだったかわかりますか？

担当課 当時の入札の資料が今手元にないので、設計金額及び入札の率についてはお答えできない。

委員 前回この工事をしたというのは40年前で、更新というから2、3年とか4、5年とか、短いスパンでの更新をしているのかと思ったのだが。

担当課 今回の電気設備関連の標準の耐用年数というのが、一般的には20年程度で、それ

以上に、かなりギリギリまで使っているという状況で、今回、やっと更新工事に取り掛かるという状況である。

委員 これはやはり特殊な技術なので、他の業者が応札するというのは非常に難しいことなのか。

担当課 設計時には当然、複数業者からこの工事についての見積もりを取っているので、複数の業者が参入できるような形で広く発注できるよう、設計書仕様書の作成には努めている状況である。ただ、水道事業という特殊な工事ではあるので、水道施設工事業の建設業許可があれば参加はできるかと思うが、千代田受水場は高圧で受電している施設でもあるので、そのあたりの履行実績などを踏まえると、建設業許可を持っている業者が誰でも実績があるかということ、少し減ると考える。

委員 特定建設業許可と資料にあるが、特定というのは？

事務局 建設業許可は、一般建設業許可と特定建設業許可の2種類があり、特定建設業許可のほうが厳しい条件がいくつかある。例えば配置技術者は一定の資格を持っている必要がある、経営に関しても一定の資金力を求めるなど、いくつか一般建設業許可よりも厳しい基準が設けられているのが特定建設業許可になる。

今回の案件は、特定建設業許可がある業者を入札参加資格条件としているが、本市は予定価格が6000万円以上の工事については特定建設業許可を持つ業者に対して入札参加できるようにしていたというものになる。

委員 今回、この入札参加資格のある業者はどのぐらいあったか把握できているのか。

担当課 市内業者で10者、市外業者で144者の登録があった。ただ、特定建設業許可を持つ業者については、何社かは少ないということになる。例えば市内業者は10者だが特定建設業許可を持つ業者はゼロなので、この案件に関しては市外業者しか参加できないという状態だった。

委員 すると、履行実績は出してもらわないとわからないと思うが、決して参加資格自体がすごく少ない業者にしか該当しないということでもなさそうということか。

事務局 そうですね。千代田受水場の施設能力と同程度の履行実績を求めているが、全国的に施設数が少ないとはいえ、ハードルは高いかもしれないが、全く無いかと言われればそうでもなかったと考えている。

委員 この中で、1者しか応札がなかったことの原因は何か、考えられることはあるか。

担当課 推測になるが、各メーカーの営業と話をする機会があつて、やはり民間企業についても技術者不足があり、現場を見る技術者がどうしても少なくなつてきていると。一方で発注者側については、自治体等のこのような電気設備の更新工事を最近いろんなところで発注しているので、民間企業を取り合いになっているということは雑談程度に聞いていて、そういったことも一因として推測される。

委員 更新工事というのは、今回、これで一式全部を更新するというのか。

担当課 千代田受水場は土木構造物や電気設備、機械設備など様々な設備等があるが、今回は電気設備更新工事となる。それぞれ耐用年数、寿命が違うので、それぞれ適切な時期に更新するという方針でやっている。

委員 例えば、この工事をもう少し小さい工事に分けて発注したら参入できる業者が増えるということは考えられないか。

担当課 今回発注した千代田受水場の電気設備は、細かく言えば確かに盤は何面もあるが、複数の盤が1つのものとして1つのシステムで成り立っているようなものなので、一部分だけ更新すれば直ちに更新が完了するかというと、そういうものではない。1面だけ更新しようと思うと、水道施設なので、24時間365日水の供給を確保しながら更新していくという制約もある。小さい工事に分けて発注したら、1つ1つの工事の規模や金額は減らせる可能性はあると思うが、工事の総額では当然お金がその分かかってしまうということも考えられる。

委員 業者は市内にはいなかったかもしれないが、市外にはいたということで、もう少し入札参加資格条件を広げる余地をつくるような、今とは違う条件の提示というのはどこか変えたりはできないか。今回は仕方ないとしても、例えば過去15年のところをもう少し広げるとか、あるいはその工事の発注タイミングが、今回は8月開札しているが、もっと早い発注だともう少し参加する人が増えたりだとかは考えられないか。年度の頭のほうが入札してくれる業者が増えるということは考えられないか。今後のことにはなるが。

担当課 発注時期を早めることで、技術者の確保という点は解決する可能性はあると考えられる。

委員 では課題のような形で片隅に置いていただくのが良いかもしれない。緊急事態に対応するのであれば、時期をみておくわけにはいかないが、そうではないものだとすると、もう少し早く発注することが考えられたのかもしれない。参加業者が1者という状況をな

んとか打開できたらなというのは多分〇〇委員も考えておられて、私もそう思ったので、少しいろいろと申し上げた次第である。

事務局 履行実績を過去 15 年間としたことについては、国から目安を示されているところではあるが、今回のように電気設備の更新時期が 20 年、今回は 40 年ぐらいで、履行実績の期間をもう少し柔軟に考えられると思うので、今後、考慮をしていきたい。

委員 あと表記について、案件 1 の 1 ページの入札参加資格者の 1 つ目、電気設備工事に登録ある市内業者および第一希望「工種」ですよね。第一希望だと、希望者は入札してくださいのように見えるので、3 ページの記載のように書かれた方が正確かと。

事務局 了解した。

案件 2 日野浄水場活性炭注入設備更新工事 (担当：水道課)

案件 3 日野浄水場全体更新計画改定業務 (担当：水道課)

#### (1) 抽出理由

案件 2 の工事と案件 3 の業務は同じ日野浄水場で、一連のものということでまとめて抽出した。案件 2 の工事は、市が設定した最低制限価格で落札されているが非常に高額であったこと、また 1 者しか応札がなかったので抽出した。

案件 3 の業務は唯一の随意契約であり、この随意契約が経費削減や、あるいは期間の短縮化に繋がっているのかと、こういったことも聞きたく抽出した。

#### (2) 主な質問及び回答

委員 初歩的な確認になるかもしれないが、14 ページの 13、契約の締結で「落札の決定があった日から 7 日以内に契約を締結する」という記載があるが、8 ページの開札日は落札日とみてよいのか。そうすると、開札日が 7 月 1 日で契約した日が 10 日後になっているのは、これは大丈夫なのか。

事務局 開札日が 7 月 1 日で、その後、事後審査というものを翌営業日にしている。事後審査で必要な書類、今回であれば履行実績や業者の特定建設業許可、技術者の資格などを持って来てもらう。不足がなければ落札者の決定をする。そして、この日から営業日で数えて 7 日以内に契約するということを条件としている。13 ページの 10、事後審査日が 7 月 4 日 (月) で、この日に落札決定を行っている。そこから営業日で 7 日以内の契約なので、この場合はギリギリの 11 日に契約締結を行なったということになる。

委員 今回の落札業者は、前回の落札業者と同じなのか。

担当課 今回は違う業者が落札している。

委員 前回と違う業者でもできる工事内容なのか。

担当課 この活性炭注入設備は、水処理とは区分しやすいので、新規参入もしやすかったのではと思われる。

委員 しかし、案件3の業務は随意契約としているが、随意契約の業者は、前回もこの業務に携わったということか。それとも初めて請け負ったのか。

担当課 業務のほうは、前回10年前に日野浄水場の全体更新計画を策定した業者が、今回随意契約という形で契約をした。

委員 では、業務は同じ業者だが、工事は違う業者だと。工事について、何か支障をきたすとか、そのようなことはないのか。

担当課 工事については、更新機器の図面の承諾をするという段階なので、実際に現場で入れ替える作業などが始まっているわけではないので、まだ見えてこないという部分はあがるが、今のところは特には無い状況である。

委員 この活性炭の注入更新工事は難しい工事なのか。富田林市と共同になるのか。

担当課 日野浄水場は、富田林市と協定を結んで共同で運営管理をしている。事務関係は河内長野市が執り行っている。

委員 費用もすべて河内長野市で負担することになっているのか。

担当課 一旦、河内長野市で負担して、そのうち半分は富田林市から負担金として入ってくる。

委員 後で払われる？

担当課 同年で支払われる。

委員 富田林市も、業務を随意契約することについては、何ら異議はないわけなのか。

担当課 業務発注する前段で富田林市と打ち合わせの場を設けていて、特記仕様書や発注

形態で問題はないかと、協議を行って合意形成を図れていると考えている。

委員 工事について、ノウハウを持った業者であれば、もう少し安く受注できるとか、そういうことはないのか。この工事は最低制限価格で受注しているので、市が設定した額で受注したから、うんうん良し良しではなくて、もっと安くできるようなことはないのか。やはりこのぐらいの金額にはなるのか。

担当課 積算については、国の歩掛を用いて適切に金額の算出をしている。落札率というもの、あまり安いからといって、その品質が低下するという恐れもあるので、今回最低制限価格で落札されたというのは、妥当だと言い切れるかわからないが、問題ないというふうに考えている。

委員 初歩的な質問だが、活性炭というから、何かそういうものを入れる。これは1回注入したら10年位持ちそうなものなのか。

担当課 この日野浄水場の目的というのが、河内長野市の滝畑ダムから水を持って来て、それを浄水、飲む水に処理して、富田林市と河内長野市の市域へ配るというものだが、どうしてもダムの場合、カビ臭というか、におい物質の原因となるものが発生して、それを除去するという工程が必要になり、そのためにこの活性炭注入をしている。ダムの水に活性炭を注入してにおいが出る物質を事前に除去して、活性炭というのは細かい穴があるので吸着機能を活用して除去する。活性炭を大きい袋で買って、それを水に溶かして、一定量をダムから来た水に注入する。

ポンプなどの機械設備が何年もつかというところで、いつ更新するかというのを決めている状況になる。それで、今回の日野浄水場は39年経っていて、機械の寿命も25年や30年ぐらいで耐用年数を過ぎている施設になるので、故障してばたばたと更新しないといけないうようになる前に計画的に更新を行うものとなっている。

委員 水は使うし、口にするものだから、その辺は重々検討していただきたいと思う。落札業者は今回初めて市で工事するというところで、前回落札した業者はなぜ、おいしい事業だと思うが、応札しなかった理由は何かあるのか。

担当課 そこまで把握はできてはいない。

委員 1者だったら前回の落札業者が応札するところかなと思うが、違う業者が応札したということで、何か特別なことがあったのかなと、少し疑問に思った。

担当課 前回発注の建設当時というのは、日野浄水場を全て建設する事業ということで、大きなゼネコンの会社が元請で、その下請に電気メーカーや機械メーカーが入るような体

制だった。今回はこの活性炭注入設備のみの更新となっているので、機械系のメーカーでの受注となったと。そういう発注内容の差もあったと思われる。

委員 案件3の業務について、案件選定した説明の中でも少し触れたが、経費削減や履行期間短縮に有利であると判断したということだが、有利というのはどのようなことをもって有利と言えるのか。

担当課 前回10年前に更新計画を策定していて、その中で現地調査や施設の評価を行っている。今回、同一業者にすることで、10年前の現地調査の結果なども、一部利用できるものがあった。当然、10年の間に新しくなっているものに関してはもう一度見直さないといけないが、10年前と同じ機器であれば、不具合等の報告が無いのであれば、単純に年数が10年経過してというような判断もできるというところで、その評価に当たる現地調査や施設の評価の部分が業務のボリュームとして減ってくると考えている。

また、費用面について、一般的な歩掛を用いて市で積算した設計金額と、この随意契約の場合の落札業者（以下、A者）に対してとった見積金額を照らし合わせた際に、もし一般競争入札で発注した場合に一番低くなるであろう最低制限価格を想定して、最低制限価格で応札された時の金額と、A者が提示した見積金額を比較すると、後者の見積金額の方が安価であった。これはおそらく、A者が業務をすることによって業務のボリュームが減る、それに伴って低い金額で見積もりが出てきたというところで、最低制限価格で応札されるよりも安い、費用的なメリットも少し見えたというところ。以上の2点の理由、業務が円滑に進むということ、費用面で一般競争入札よりも安く済むというところで随意契約を依頼したことになる。

委員 現地調査や施設の再評価が流用できるということについて、10年前に業務をした時に市に引き継がれているものではないのか。そのデータは市に引き継がれて、例えば今回、他の業者が落札した時には、当然その業者にも流用できるものではないのか。

担当課 成果品はあるので、前回の業務の成果という形で提示はできる。ただ、新たな業者が受託した際には、全く1回も現地を確認しなくて済むかというところ、そうではなくて、更新の履歴などがあるかどうかというところも踏まえて、一度現地を見てもらう必要がある。その確認する点については、随意契約で前回業者が行ったほうが少なくなると考えている。

委員 ちょっとそこがよくわからないところで、10年前にA者が計画を策定して、現地調査等していると。この10年間にA者は何かしているのか。

担当課 改定業務について、A者が何かしているということはない。工事の設計などを受注していたということはある。

委員 ただ、あくまでA 者も 10 年前に計画業務をして、そこから何も触っていないという状態、10 年間で何か新しい情報が積み重なっているということではないんですよね？

担当課 そうです。

委員 それなのに、他の業者が受注した時に、A 者だけが持っている情報があるというのはどういう状態なのかと。業務委託契約なので、委託した業務について、当然、成果品もそうだし、必要な情報なのであれば、委託者である市が引渡しを受けるべきものだと思うが。それが引き渡されていないということになるのか。

担当課 そうではなく、当時の発注、10 年前の計画では仕様で求めた成果品も当然提出してもらっている状況である。ただ、その当時は、データでの提出も、元データの全ての提出を求めてないというようなところもあったので、10 年前のデータをそのまま、例えば excel データでこちらが保持していると言われると、そうではない。もし、他の業者が受託するとなった場合は、紙の成果品として我々当然持っているものもあるし、PDF 等もいくつかあるので、その辺りの成果品は提供できるが、A 者であれば元データも全て保有しているので、そのあたりをこう一度データに起こすか、そのまま元データを流用して更新をかけていくのかと、作業のボリューム感の違いは出てくるのかと思う。

委員 その業務委託契約に基づいて、もう 10 年経っているが、元データの引き渡しを求めるということは契約上できないのか。私の感覚では、業務委託契約なので、元データが残っている限りは 10 年経過していても渡してくださいよと、求めることが通常できるのではと思っているのだが。契約上できないということかもしれないが。

担当課 元データについては、10 年前には求めていなかったというところで、元データの提出まで検討しきれていなかったところがあるので、そこに関しては発注時に整理ができていればということは、反省すべき点と思っている。

委員 問題意識としては、この理屈でいくと、10 年後もやはり A 者に発注するのが最適だということになってくる。そうすると、1 度なのか 2 度なのかわからないが、更新計画を作った A 者がずっと独占するような状態になってしまうのではないかとところが少し懸念するところ。そのあたりはいかがか。

担当課 10 年前に元データを受け取っていなかったというところは反省すべき点ではあるが、今回のこの業務に関しては、電子データをすべて納品してもらうように仕様書にも明記しているので、データというところだけで言って申し訳ないが、次の方針計画を作成する際に発注する場合には、A 者以外も参入できるような形で発注ができるかと考えている。

委員 成果品を紙で受け取っているが、データを excel の形で受け取っていないことが、随意契約をした主理由になっている？

担当課 今回の場合は、前回現地調査を実施しているので、現地の調査計画等の作成をまた一からやる必要がないと、業務効率を上げて、費用のその部分も落とせるというところ。また、既存の資料の収集についても同様に収集整理を省略できて費用を抑えることができるというところから、コストメリットがそこで発生しているというところから、現地調査等の積算をして落札率をかけた金額よりも A 者に発注した方が費用的に安くなったというところから随意契約をしているという形になっている。

委員 今の理由だと、やはり 10 年後も同じという話になるかと。先ほどの質問の出発点に戻ってしまう。同じような説明になりそうな気がするが。データの引き渡しがあったとしても、というふうになって、それで本当にいいのかということになってしまいそうだが。

担当課 そこを、費用を抑えるというところで随意契約するのか、または新たな視点で、少し高くなるかもしれないが一般競争入札で発注するという判断に分かれるのかなと考える。今回は費用を抑えるという意味合いで随意契約という形の判断を取らせていただいた。

委員 随意契約を選択すること自体、選択肢としてあるので、なんら問題はないと思うが、その理由が強固なものなのか、ちょっと弱いのかというところが引掛かるところであり、今回は強いのか弱いのかというところが、ちょっとボーダーかなという気がしているところではある。

委員 原則論で言うと、一般競争入札の方が、基本的には競争によって価格が下がるはずだということが、法律が競争入札を原則にしている理由なので、経費削減に資するからというのは一般的にはあまり随契理由として原則は相応しくないのではないかと考えている。今回のことについても、現地調査等がもう 1 回しなくて良いということを前提に一般競争入札をすれば、もしかしたらさらに低い価格ということがあり得たのではないかとこのところ。それはやってみないとわからないが。

ちょっとそれが、現地調査をもう 1 回、重複する業務が少ないからというのは、応札の時に入札業者が考えればいい問題であって、それを先取りして、こちらの方が安いと判断ができるということが、少し違和感がある。その原因が、データの引き継ぎということだけかどうかというところが、少し疑問があった。

例えば、最低制限価格が A 者の見積金額より高いということについて、たぶん、その重複分を考慮して積算すれば、おそらくこの金額より低くなったのではないと思うが、そこはどうなのか。もう 1 回重複するという前提で積算されたということですよ。

担当課 重複部分を抜いた形の積算というのも算出していて、その金額が A 者の見積金額をかなり下回る結果だったので、A 者の見積金額が妥当であるという判断をさせていただいた。

重複する部分を削除した設計で発注するということが、仕様と結びつかない積算になるというふうに考えている。仕様では、一般競争入札で発注する場合はもちろん、情報収集の整理とか現地調査というのは、A 者以外でも応札する可能性もあるので、仕様としては入れないといけないものになると考えている。

それで、その費用を積算するにあたっては、やはりそこも積算費用としてみておくのが妥当であるというところで、一般競争入札で発注する場合であれば、重複する部分というのは、やはり仕様にも謳うのであれば入れておく必要があるものという判断で、重複部分を削減した設計書で発注というのは考えられなかったという状況である。

委員 結果的に随意契約した A 者との契約では、その重複部分はどういう内容になっているのか。もう 1 回することという仕様で契約していて、契約上はもう 1 回しないといけないけども、事実上しないということになるのか。それとも契約自体がもうそこは重複しているので、しないという契約をしているのか。

担当課 契約上はもちろん、既存資料の収集等は必要にはなる。その収集に要する人工（にんく）、作業手間というのが、A 者は効率的に実施できるというところで削減ができていう状況である。

委員 落札率が、随意契約なので最低制限価格はないが、非常に高いということ、また 2 委員がおっしゃったように、この随意契約の理由が、果たしてこの金額とか、そういったことだけでいいのかどうか、そういうことも踏まえて次回について考えていただくと、こういうことでいかがでしょうか。

委員 そうですね。これが直ちに違法だというようなことを言っているのではなくて、説明方法として妥当なのかというところに少し違和感があるというところ。

今の話だと、他に参入したい業者がいた場合に、少しアンフェアな状態になっているのではないかと思う。A 者はたまたま前回実施していたから持っている情報があって安くできると、その情報というのは本来 A 者が独占するべき情報だと思われたいんですよね。市の業務委託に基づいて得た情報なので。そうすると、その情報があるという前提で検討しないと他の業者との関係でフェアではないのではないかなど。まあ、ひいては競争入札という方法もあり得たのかなというふうには考えているところで、これはちょっと、次回以降の参考にしていただければというところ。

担当課 承知した。

委員 基本的な話に戻ってしまうが、案件2と案件3の場所は同じ？

担当課 日野浄水場で行われる工事と業務なので、同じ場所となっている。

委員 案件2の履行場所が日野で、案件3は日野外となっているが。

担当課 案件2については、日野浄水場だけとなるが、案件3については、この「外（ほか）」というのは、日野浄水場の施設の中だけではなくて、それに関する滝畑ダムから取水していると先ほどご説明したが、滝畑ダムの取水の地点にも一部その日野浄水場への取水を行うための設備があるので、そういったところも含めて日野外となっている。

委員 こういう場合は、いつも「外」という言葉を入れて細かいことは書かないということになっているのか。書いてあれば疑問はなかったわけだが。この書き方なので、逆に「日野外（がい）」と、別の場所を指して日野浄水場と関係ない場所を示しているかのように見えたので。

事務局 履行場所の書き方は、メインの場所と、他に複数ある場合は「外」の字を、「他」ではなくて「外」の字を当てて、本市ではルールとしている。説明がなければ、「外（がい）」だと思われてしまうかもしれないが、「日野外」で、日野とその他の場所があるというふうにと捉えていただければと思う。

委員 履行場所がたくさんある時は「外」という記載は理解できるが、もう一つだけだったら具体的に書いていただけると良心的で嬉しいかなと、後から他の人が見ても分かるかと思う。

#### 案件4 市立長野小学校廊下等改修工事

(担当課：教育総務課)

##### (1) 抽出理由

1者しか応札がなかったということ、廊下の改修、板をめくって張るという、失礼だが単純な工事なのかと思ったので、そうすればもっと、それぐらいの工事をする業者はあっていいのではないかと思うが、1者しか応札がなかったのはなぜなのかということ。さらに落札金額そのものは大きくないが落札率が97.9%と非常に高かったということで抽出した。

##### (2) 主な質問及び回答

委員 選定理由の中でも触れたが、1者しか応札しなかったというのはどういうことが考えられるのか。

事務局 ここ数年、建築一式工事は応札の数が非常に少ない状況であり、今年度は4件の一般競争入札があったが参加者数がそれぞれ1者、2者、1者、1者で、最大でも2者しか応札がなかった。今年度の案件は予定価格が3000万円以下しかなく、大型案件で応札する業者が応札してこなかったというのも一つあるかと思う。このような3000万円以下程度の金額だと、本市で応札するのは2、3者程度といった状況が最近続いている。

委員 参加資格のある業者は市内にはかなりいるのか。

事務局 この案件だとB、C、Dランクに格付けされている市内業者となり、業者数は21者あった。登録数がそれだけあるが、毎年参加する業者は多くても5者程度である。

委員 落札金額が最低制限価格よりも上回っているが、これは最低制限価格そのものが業者としては、言葉が悪いかもしれないが、あまりおいしい事業じゃないと見込んでいるのか、あるいは業者間で、もう次はお前がやれよという形で、そういう馴れ合いのようなものがあるのか、そういう点ではどうなのか。

事務局 最低制限価格で落札されておらず、かと言って予定価格で応札しているわけでもないので、おそらく落札業者は、きちんと下請から見積りを取って、その上で請け負う側として経費を乗せた上で、これぐらいの金額であれば利益があるだろうということで応札してきていると思われる。これより安い金額の業者がいれば落札できないことになるので、この金額であれば応札しようという額で応札しているというふう思う。

担当課 この工事は、夏休み期間中に必ず終わらせる必要があったことと、2重床でかさ上げをするような工事でパーティクルボードという材料を使うが、これの入荷について、メーカー側が、この世界情勢の中でなかなか安定して供給できないというような状況があり、業者も入荷の手配がなかなか確約して取れないような状況もあって、今回は1者だったというのは、原因の一つとして考えられる。

また、材料の単価も高騰しており、高止まりの入札結果になったと思われる。実は昨年度にこの工事を発注したが入札不調となり、今年度に再度入札にあたり単価を見直したりしたが、なかなかその単価が実勢に追いつかないため、応札が高止まりになっているのではないと思われる。

委員 学校だから、当然、夏休み期間中という限られた時間に工事するということになるのか。

担当課 普通教室の廊下で、9月から学校が始まるので、それまでに確実に完了しないといけない。夏休みが7月20日からで、8月末までの期間に材料がきちんと手配できて、施工もきちんと出来て検査まで完了してと、現場は確実にその期間で終わらせて仮使用と

いう形で、最終の書類提出もあるので工期は9月末だが、現場を8月末までには確実に終わらせないといけないという、非常に厳しい条件だったので、今回そういった状況の中で施工ということで、工期についての厳しい条件がなかなか確約出来ないということで1者しか応札がなかったのではないかと考えている。

委員 6月8日から3ヶ月足らずの工期で、工事の中身もそんなに込み入っていない、難しくないように思ったが、今の説明、材料調達が非常に難しかったという。それと限られた期間で現場を終わらせなければならない、そういった条件が、応札をちょっと後ろ向きな気持ちにさせる可能性はあるということは分かった。

委員 工期開始は6月8日だが、実際には夏休み期間だけ工事をしていると。

担当課 現場は夏休みに入らないとできないので、それまでには材料の手配や現場の準備作業、仮設工事なども含めての準備期間としての、6月8日からの工期となっている。夏休み開始までにすべての準備を整えて、現場がスムーズに効率よくいくようにということで、8月末までに仮検査まで行えるような形にもっていくというようなことで進めている。ただ、最終の工期については、竣工書類の提出などがあるので、9月末までの工期となっている。

委員 そうすると、1ヶ月ちょっとの期間で準備等をするということになるが、もう少し早く契約をすると、もう少し参加業者が増えたということは考えられないか。それとも1ヶ月ぐらいあれば、もう充分こういう業界では準備ができたということになるのか。

担当課 先ほど申したように、材料の手配が読めないというのが、今回の状況ではあった。なので、できるだけ材料発注から納入までが近い方が良い状況だった。早く契約していたら、材料がその時に入れられるかどうかという確約が、メーカーも製作ラインがそこまでできるかどうかということも含めて、難しかった。また、発注量が少ないので、大きな業者が先に確保するなど、色々そういう事情もあり、その辺りの段取りがうまくいかなかったということを知っている。

委員 早くすればするほど横取りみたいなことになるということか。業界のことは分からないが、大きな会社がたくさん発注するとそっちに材料が流されると。

担当課 発注量が多いところは先に確保される形になるので、業者もメーカーとのつながりがあったりするので、その辺、我々読みづらいところではある。

委員 そうすると4月や5月に入札を早めたとしても全く意味がないと。

担当課 材料の手配が、短期でしか先が読めないということを聞いていて、4月に入札したところで、7月の材料の状況というのがなかなか読めないで、メーカーからなかなか返事がもらえないというようなことを聞いていた。できるだけ材料の発注と納入に近い方が先行きの見通しがついて手配しやすいということでこの時期の入札とした。

委員 その反面、よほどの大手じゃないと入札に入れないのかなというような気も逆にしてきた。後ろ出しになればなるほど余裕がある企業でないと入ってこれないのでは。材料の問題もあるが。

担当課 今回は特に材料の手配の問題が大きくて、パーティクルボードが全体の材料の中でかなりの割合を占めているので、それが手配できなくなると施工できなくなるので、そこはコントロールが難しいところになると思う。

委員 他に対応できる材料、材質のものはないということか。

担当課 そうですね。廊下がコンクールみたいなものだが、教室が一部、一段上がっているとところがあり、廊下の途中で踏み込みみたいな、昔ながらの教室みたいな形で、廊下を土足で歩いて、教室に入るときに一段上がるような形になっていたが、段差が付いているので車椅子や給食の配膳車が、対向がなかなかできないということで、今回は段差を解消するために2重床でかさ上げしたところである。なので、他の材料というのは少し考えにくい。木質のものが施工上、一番適しているということで設計している。

委員 他の材料が無いが、それが手に入りにくかったということか。

担当課 メーカーが、量がなかなか作れないということを聞いていたので、メーカーの供給量が少ないので、手配するのがなかなか大変だったとは聞いている。

委員 入札参加資格は市内業者に限定しているが、市外業者を含めることは、この手の工事は考えられないのか規則上のルールになっているのか。

事務局 8社以上登録がある工種については、市内業者の入札参加資格があるものという条件で発注しており、1回目でも不調だった場合に範囲を広げるということで、市外業者も含めた条件として発注するという運用をしている。今回は1度目の入札だったので、市内業者のみを入札参加資格条件とした。

委員 8社以上登録があればまずは市内業者からというのは、規則とか運営要綱とかで決まっているのか。

事務局 河内長野市建設工事等請負業者選定要綱で、市内業者がいる場合、市内業者を優先するといった内容があり、そちらにて運用している。

委員 できるだけ市内業者でというのは、政策的なものもあって優先されているというのは理解しているが、そこで人手不足とか材料不足というところで、1者入札が非常に多発しているという状況でもあるので、場合によっては、参加できる者の条件を広げるといっても一つ選択肢なのかなとは感じたところ。もちろん、その規則等の改正が必要になってくるところかと思うので、政策的な判断も入ってくるところなので、簡単にはいかないのかもしれないが。市内業者の活性化というような主旨だけで、この1者入札、2者入札というのがたくさん発生してしまうということになると、経済性の面からはよろしくないのかなと思うところもあると思うので、これは一つご参考に検討いただければと思うところ。

#### 案件5 南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第I期）整備工事設計業務

（担当：教育総務課）

##### （1）抽出理由

業務に関しては1番高い落札金額であり、落札率は60%と平均的だが、金額が高いということで抽出した。

##### （2）主な質問及び回答

委員 これは、初めて小中一貫校にするというような業務になるわけですね。基本設計とか外構など色々書いてあるが、ざっというところどういうふうなことで、このような金額になっていくのか。

担当課 今回の設計業務については、南花台地区の小学校と中学校がそれぞれ少人数になってきていて、小中一貫の施設を作ろうという趣旨で設計業務を発注している。設計業務の対象となる中学校については今まで老朽改修をほとんどしてきていないので、その辺りも含めて大掛かりな設計内容となっている。外構施設についても、小学生も入ってくるとなると、防犯上、自動施錠するような門を計画したりなど、そういった設定内容が含まれるので、少し規模が大きい設計になったというところ。

委員 中学校を改修して小中一貫校にするという設計ということでもいいのか。小学校は別にあって、そこは廃校になっていくというようなイメージか。

担当課 小学校は他の場所にあり、南花台中学校のほうを改修して、小学校をここに入れようという計画である。

委員 新たに校舎を作るということになるのか。

担当課 一部、増築棟があり、教室を一部作ったり、また小学生には給食があるが、給食を実施できるように配膳室を計画したりしている。

委員 中学生と小学生ではおのずと机にしても何しても大きさが変わってくるが、そういったことに関しての配慮はされるわけか。

担当課 小学生が入るフロアには、当然、今、中学生用に使っている手洗いなど高さが高いものがあるので、その辺についてやり替えの設計を組んでいる。

委員 I期となっているが、II期があるという前提になるのか。

担当課 中学校の校舎が結構大きく、I期とII期に分けて工事を行うので、設計業務もI期とII期に分けている。

委員 どのぐらいの規模の児童生徒数を考えての設計業務なのか。

担当課 現在は小学生が230人程度、中学生が110人程度。中学生は各学年1クラス。小学生は2クラスのところもあるが、ほぼ1クラスになっている。これだけ小規模化が進んでいるので、今回一貫校にするという趣旨である。

委員 小学校1年生に入ったその人たちは、中学3年まで同じところで教育を受けるということか。

担当課 そうなる。

委員 小学生と中学生と、同じグラウンドを使うということか。

担当課 グラウンドは、体育の授業や休み時間で利用することが多いが、やはり小規模化しているというのがあり、学校と打ち合わせをしている中で、同じ運動場でも十分カリキュラムを組めるという話を聞いているので、同じグラウンドで活動してもらうような形で設計を進めている。

委員 4者中2者が同じ金額を出しているが、偶然の一致なのか。

事務局 最低制限価格での応札があったので、2者が最低制限価格で応札したということになる。

委員 この予定価格の計算は、ちょっと今考えると高すぎたというご感想はお持ちか。落札率が低いことは良いことだと思うが、予定価格とだいぶ差があるということについてはどう思われるか。

担当課 予定価格については工事の概算の金額から出しているの、特に高すぎるといふことはないと思っている。

委員 落札率が低いことはいいことなので聞きにくいですが、これだけ予定価格を下回ったことについて、市ではどう捉える事になっているのか。どんな額で落札しようが気にしていないということになるのか。

事務局 市としては同じ業務でもより低い価格で受注してもらえたいというふうには思っている。

担当課 案件4の工事のように、先に材料を発注したりとか、そういった用意する業務が設計業務にはないので、それでおそらく落札金額が下がるケースが多いのかというふうに感じている。

委員 設計金額は工事の概算から算出しているというのは、工事の見積額の何割みたいな形で設計金額が決まるのか。

担当課 大阪府住宅まちづくり部が定めている設計監理業務委託料算定基準というものが、そこから工事の概算に対して基本委託料というものが出てくるので、それを元に設計料を算出している。

委員 金額は、一括の金額しか出てこない状態なのか。いろいろ項目があって、それを積算する形に計算しているのであれば、どこの項目を高くしすぎたなど、実際の入札の結果と開きがある項目を特定できたりしないのか。それとも一括の金額しか出てこないのか。

担当課 この業務については、前年度に基本計画業務をしていて、そちらで概算を一旦はじき出している。その概算を元に、今回の設計業務を組んでいるので、項目ごとで積算しているわけではなくて、全体的な工事金額から算出している。設計金額は一式いくらということになる。

委員 内訳は出ていないということか。

担当課 内訳について、今回第I期で工事する設計部分については、基本設計と実施設計

を含んでいる。第Ⅱ期に設計する部分については、基本設計までを含んでいる。それが内訳になっている。第Ⅰ期のほうが当然、実施設計で行うので設計料が大きくなっている。第Ⅱ期の基本設計についてはあくまで基本設計までなので、設計料はそんなに大きくない。

案件 6 電子黒板 95台

(担当：教育総務課)

(1) 抽出理由

13社を指名しておりながら、9者が辞退して4者で入札をして辞退者が多かったということ、また、物品なので最低制限価格はないが、本来ならば落札率が58.8%と低く喜ばしい事だが、なぜこのような低い落札率になったのかというところが、設定の中で問題点があるのか、あるいはその業者の中で何か問題点があるのかどうか、審議を行いたいと思い抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 指名のあり方について、市のほうからこの条件で入札入りますか？と聞いていくというようなことをやっているのか。

事務局 聞き取り等を事前に行った上でというやり方はしていない。こちらについては、登録の書類に基づいて、登録のある部門、あるいは取扱いが可能な品目を事前に届け出してもらっているの、それを見た上で、市のほうで取り扱いができるだろうという判断をして、取り扱いが見込まれる業者を選ぶというやり方でやっている。

委員 今回、B者が1700万円で落札しているが、この物品については3800万円から6800万円まで応札があるが、これも同じ機種なのか。

事務局 B者について、こちらは参考製品と違う同等品の申請というのを事前に行っており、この参考製品とは違う機種ディスプレイで入札に参加している。一方、応札した他の3者については、参考製品での入札となっている。こういった入札にあたって、金額を算出した製品が違うという点が、一定、金額を下げているのではないかというふうに考えている。もう一点、この資料の概要では詳しく書いていないが、今回の発注については、設定作業等を含んだ発注になっているので、その作業の手間賃相当額というのが、各業者ある程度幅があるというところもあり、金額の差がある程度出ているというふうに考えている。

委員 正規品と非正規品というふうな捉え方でいいのか。

事務局 入札の場合、製品はあくまで参考製品というのが通常で、同等の機能を満たす、あるいはその発注の目的をクリアできるような機能があれば、別にどのようなものでもい

いというのが原則なので、正規品、非正規品というよりは、担当課が想定している A という製品があって、それと同じような機能を持つ B という製品があって、担当課の想定している用途に適するのであれば A 製品でもいいし、参考製品として挙げていない B 製品でもよいというのが参考製品の同等品という考え方なので、正規品、非正規品というよりは機能的に釣り合っているかどうかということで判断している。

委員 機能は全く一緒なのか。それとも市の方から、電子黒板のこういう機能など、そういうものが指定されているのか。

事務局 資料の概要に参考製品というのがあり、参考製品として、さつき社製というものとエルモカンパニー社製というものが、それぞれ担当課が想定している製品になる。これだけでなく機能も同等であれば、それを事前に承認することで入札に参加できるという対応をしている。

委員 市が想定している電子黒板と、その参考製品というのは、機能的に一緒という風になっているのか。

事務局 例えば、ワイド液晶 65 型である、電子黒板機能がある、付属のペンあるいは指で操作できる、ホワイトボード機能が付いているもの、というのが担当課の要求する機能ということになり、世の中で出回っているものの中で、例えばこのさつき社製のものについてはその条件が合致している 1 つの例として仕様書で取り上げられているものである。

委員 キット作業を含む仕様書に記載があるが、特記事項になっているということは、普通はキット作業を含んでないところ、今回の契約ではそこまでやるということを特別に約束したという理解でよいか。

事務局 おっしゃる通り、通常、物品購入の調達というものは、物を納品するまでというところが原則であるが、一部こういう OA 機器に関しては、その設定作業等を附属して発注することがある。なので、この件については物の納品に加えて、キット作業も発注の内容に含めて入札金額に入れて入札してくださいという発注になっている。

委員 旧品引き取りなしというのは、本来は引き取りありが普通だが、特約で引き取りなしにしていると。

事務局 ケースバイケースではあるが、物を買う場合、通常、旧品はないのが通常かと思うが、市が使っているもので、入れ替えで購入する場合も結構多いので、旧品引き取りがある場合も多々ある。その場合、その金額を算出する際に旧品があるかないか、旧品がある場合はその処分費用等も含めて算出していただくということで、旧品引き取りの有る無

しを、仕様上、明確にしているというところ。原則では、ないというのが原則かと思う。

委員 すると、特記事項という感じではなく、はっきり仕様書で書いたというだけで、ノーマルか特約かという意味の特記事項というわけではない。

事務局 おっしゃる通りで、原則例外で言うと原則であるので、特記というほどではないが、旧品引き取りがあるかないかを明確にしているというぐらいの主旨である。

委員 旧品引き取りの費用が別途発生してより高くなっていないかどうかという心配だけは少しありましたが、普通は引き取りなしということなので、特に追求しないということできたいと思います。

委員 入札結果を見ると、B 者は 1700 万、C 者 6800 万で、4 倍ぐらいの差になっているが、そこはキitting作業の見積もりをどう見るかというところが大きく変わってくるという理解になるのか。商品自体は、D 者は参考製品ということだったので、商品自体は同じだが、これだけ応札価格に差が出るというのはどういうことが考えられるのか。

事務局 ご指摘の通りで、D 者と C 者に関しては、同じ参考製品で入札しているということで、物の値段については仕入れの関係で値段の差はあるだろうが、この 4 倍ぐらいの大きい差に直結するのは少し考えにくいというのは、おっしゃる通りだと思う。

おそらくは作業代を積み上げたときに、C 者のほうが高くなったということが要因かと思うが、個人的な印象にはなるが、C 者はおそらく応札はするけれども、あまり積極的に落札する気はないということで、札は入れるが落札する気はない価格設定をしたのではないかと捉えている。絶対落札しない金額で参加の意思だけ示しておくみたいなことは、市に登録のある業者の場合はわりとよくあることで、今回おそらくそういうことではないかということ捉えている。

委員 E 者も同じような感覚で考えてもよいのか。

事務局 どこまでがというのは分からないところではあるが、今回の案件については、予定価格が 3000 万円ぐらいなので、予定価格 3000 万円のところ応札額 3800 万円ということ自体が、もしかしたら作業のコスト考えたらあり得ることなのかという印象ではある。

委員 ここ数年の物品でこのような入札をすると、いつも落札するのが D 者だった。D 者の独占状態みたいな感じになっていたので、今回はその牙城を突き崩す業者がいてくれたということは、うまく機能していることになるのかもしれないが、B 者は以前はよく落札していたのか。

事務局 B 者は OA 機器系の納品業者で、OA 機器系の入札ではだいたい指名しているが、落札する案件の数自体は余り多くない印象で、おそらく、自社が強いところは強気で応札していると思うが、あまりどちらでもないようなものについては積極的に参加しないようなスタンスも見受けられるので、落札した案件自体は少ないが、指名自体は OA 機器の大半の案件で指名をしている。

委員 いつも入札に参加してきているのか。

事務局 辞退等の案件のほうが半分以上ある。

委員 では今回は、きちんとできると、強気に応札にきて競り勝ったと。

事務局 今回の案件は金額が大きいということもあり、おそらく商売上の判断である程度の応札をしたのではないかというふうに考えている。先程申したように、入札案件で辞退することもあるが、見積もり合わせで OA 機器系の簡単な調達に関しては何件か落札しているので、落札はそこそこあると認識している。

#### 4. 総括(委員長)

オンラインでの委員会の開催も、だいぶ我々も慣れてまいりまして、事務局の皆様も準備等大変だったと思いますが、充実した審議ができたのではないかと思います。今回も競争入札、一般、指名そして随意契約それぞれについて審議して、一定程度、適正性を検証できたのではないかと思います。前回に引き続きまして技術者等の人材不足ですとか、材料の調達難というところが、応札が少ないという方向につながっていて、この中でいかにして競争を確保していくのかということが課題なのかなというふうに感じております。また、随意契約については、常に丁寧な検証が必要かと思っておりますので、今日、委員からご指摘からあったところも含めて、今後も引き続き検討していただければと思います。冒頭の事前公表等について、当面は現状維持ということでご報告いただきましたけれども、今後も情勢を見ながらご検討いただくというところで、そういったことも含めて不断に見直しをしていただいて、適正な入札契約を目指していただければと思います。以上でご挨拶とさせていただきます。

#### 5. 閉会あいさつ(契約検査課長)

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました貴重な意見を踏まえ、公共工事等の公正な発注のため、引き続き適正な入札の実施を行ってまいります。特に本日お伺いいたしました、入札に参加いただく業者を増やす工夫というご意見等も参考にさせていただきます。検討して参りたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。本日は誠にありがとうございました。